

子どもの夢をかなえる

母子及び父子並びに寡婦福祉資金のあらまし

(就学支度資金・修学資金)



<p>就学支度資金 とは？</p>	<ul style="list-style-type: none">・進学に際して直接必要とする<u>受験料、入学金、授業料、被服等の購入費等</u>に充てるために貸し付ける資金です。・入学時に<u>1回に限り</u>貸し付けます。(月末最終金融機関営業日) 申請等の状況により、貸付けが入学後の4月になる場合もあります。
<p>修学資金とは？</p>	<ul style="list-style-type: none">・高等学校、大学等に就学するために直接必要とする<u>授業料、書籍代、交通費等</u>に充てるために貸し付ける資金です。・就学期間中、各月末最終金融機関営業日に<u>継続的に</u>貸し付けます。

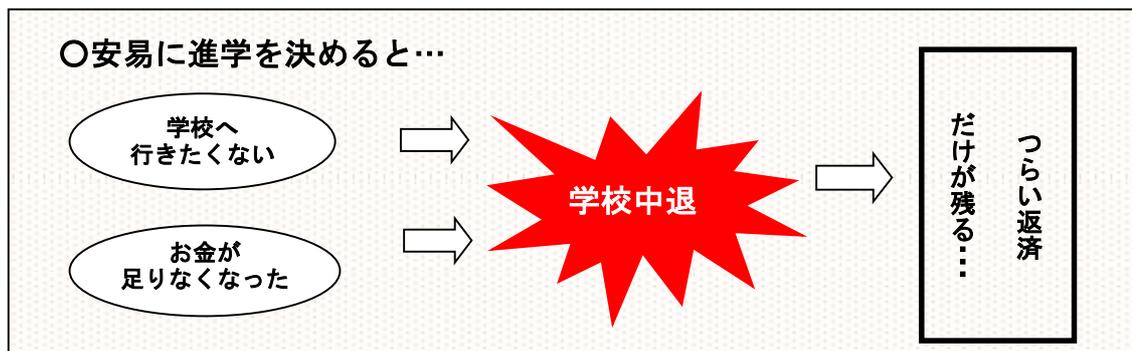
- * 就学支度資金・修学資金は、母子及び父子家庭等の方々が就学に必要な資金を、静岡県が貸付ける資金です。(合格決定後の貸付けとなります。)
- * 貸付事務は、静岡県中部健康福祉センターが行います。

1 母子及び父子並びに寡婦福祉資金を借るために必要なこと

① 進学先は適切ですか？

返済のことを考えると、安易な気持ちでお金を借りることは大変危険です。その進学は親子の自立のために本当に有効かつ必要なものですか？

この貸付けでは、子どもも連帯借受人として親と同等の債務を負うこととなります。親子でよく話し合い、現実的判断を心掛けてください。



※お子さんとともに別冊「母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付を受けて進学しようとしている皆さんへ」をよくお読みください。

② 無理のない資金計画を立てましょう

修学の継続や返済には、「忍耐力」と「金銭管理能力」が必要です。

『返済する意志と能力』が欠けている方には、貸し付けることができません。

③ 必要書類をそろえましょう

ご用意いただく書類は、概ね以下のとおりです。

①貸付申請書 ②戸籍謄本 ③世帯全員の住民票(本籍地・続柄を省略しない) ④印鑑登録証明書(申請人、連帯借受人) ⑤振替口座申出書(資金振込用)、通帳コピー ⑥領収書の省略同意書 ⑦身元確認者調書 ⑧身元確認者の住民票(本籍地を省略しない) ⑨情報提供同意書 ⑩誓約書 ⑪母子(父子)面接票 ⑫合格証書の写し(合格発表後) ⑬資金の使途が判る書類(学費・家計分析表、学校案内等) ⑭母子家庭の母、又は父子家庭の父の収入がわかる書類(源泉徴収票等) 等

<注意>

次の場合は貸付けを受けることができません。

- ①償還の意思及び能力がない場合
- ②経済的自立がなされている場合(世帯の収入が概ね600万円を超える場合。ただし特別な事情がある場合は除く。)
- ③申請に虚偽がある場合④償還金を滞納している場合
- ⑤目的外流用の恐れがある場合
- ⑥申請者が多額の借財がありその償還が良好でない場合
- ⑦他制度(日本学生支援機構等※)との重複貸付けになる場合(貸与型の場合に該当。給付型は重複貸付け可能だが、貸付限度額の減額や在学中の償還が必要になる場合がある)

※高等教育の修学支援新制度及び在学中の減額については別紙参照

2 借いるための手続き

STEP 1 市町窓口で事前相談

申請書等の用紙は市町児童福祉担当窓口で手に入ります。担当にご相談の上、入手してください。

STEP 2 申請書の提出

市町窓口申請書類を提出します。
書類に不備があると、再提出を求めたり、貸付けをお断りすることがあります。
面接の実施日を調整します。できる限り市町の指示にご都合を合わせてください。

STEP 3 母子・父子福祉協力員による面接

『母子・父子福祉協力員』が、親子に対し面接を行います。
(原則お宅を訪問して行います。)

<母子・父子福祉協力員とは？>

県知事から委嘱された母子・父子福祉協力員は、社会的信望とひとり親家庭に対する理解のある方で、日頃からあなたの身近にいて生活援護に献身的に携わっております。
この貸付制度では、あなたや行政へのよきアドバイザーとして活躍しています。

STEP 4 健康福祉センター職員による面接 (実印をご持参ください。)

健康福祉センター職員、市町の職員及び母子・父子福祉協力員と親子面接を行います。

STEP 5 入学試験結果の連絡

試験の結果が発表されたら、直ちに健康福祉センターにお知らせいただくとともに、合格証の写しを提出してください。(不合格の場合は、借りることはできません)

STEP 6 貸付審査と貸付決定

提出された申請書類は、健康福祉センターが実施する貸付審査会において、十分な審議を経た後に、貸付けの適否が決定されます。

貸付決定後、健康福祉センターから貸付決定通知書が送付されます。

STEP 7 借用書等の提出

借用書用紙等貸付けに必要な書類は、貸付決定通知と同時に送付します。

借用書の内容を確認し、親・子それぞれの署名と押印(実印)をし、期限内に健康福祉センターに提出してください。(提出がない場合は貸付けできません。)

また、将来の償還のため、金融機関で口座振替の手続きが必要です。

STEP 8 指定口座への振込

借用書等の提出後、指定された口座に貸付金を振り込みます。

以下は、振込時期の予定であり、都合により変更されることもあります。

<就学支度資金>…月末の**最終金融機関営業日**に一括振込

(学校の払込期限に間に合わない場合がありますので、御注意ください。)

<修学資金>…4月以降、各月末**最終金融機関営業日**に当月分を振込み

3 借っている間にやらなければならないこと

① 在学証明書の提出

毎年度新学期が始まったら、在学証明書を提出していただきます。提出がない場合には、貸付けを停止することがあります。

なお、万が一、中途退学や休学をすることになった場合には、直ちに健康福祉センターへ連絡してください。

② 住所変更等異動の連絡

住所や電話番号、指定口座を変更する際には、必ず健康福祉センターへ連絡してください。

※ 償還完了までは届出義務があります。

③ 貸付停止の連絡

連帯借受人である児童が就学することを辞めた場合、借受人である親が婚姻した場合等は、貸付対象ではなくなりますので、必ず健康福祉センターへ連絡してください。

4 償還(返済)について

- 償還は、学校を卒業してから6か月の猶予期間が経過した後から始まります。
- 毎月末最終金融機関営業日に指定された口座から引き落とします。
- あなたが毎月返済する資金が、次の借受希望者の大切な財源となります。

あなたの子どもと同じように、多くの子どもが希望の学校へ進学できますよう、返済は責任を持って行ってください。

- 納期限までに納付できない場合には、年3%の違約金が課されます。
- 平成28年度から、償還(返済)の延滞が催告にも関わらず続いた場合、債権の回収を弁護士事務所への委託に切り替える措置を取っています。

<連絡・問い合わせ先>

静岡県中部健康福祉センター 福祉課

〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1

Tel : 054-644-9276 Fax : 054-644-4471